別表第二十第一号の表中「で、その後二年」を「（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後二年」に、「で、その後一年以上当該」を「（専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後一年以上当該」に改め、別表第二十第二号の表中「大学等において工学に関する学科を修めて卒業した者」の下に「（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）」を、「大学等において工学又は化学に関する学科を修めて卒業した者」の下に「（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）」を、「大学等において工学又は化学に関する学科を修めて卒業した者」の下に「（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）」を、「大学等において工学又は化学に関する学科を修めて卒業した者」の下に「（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）」を、「大学等において採鉱又は土木に関する学科を修めて卒業した者」の下に「（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）」を加え、別表第二十第七号の表中「で、その後二年」を「（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後二年」に改め、別表第二十第八号の表中「大学等において建築に関する学科を修めて卒業した者」の下に「（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）」を加え、別表第二十第九号の表中「で、その後五年以上ボイラー」を「（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下この表において同じ。）で、その後五年以上ボイラー」に、「で、その後六年」を「（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後六年」に改め、別表第二十第十二号の表中「で、その後二年以上労働衛生に係る」を「（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）で、その後二年以上労働衛生に係る」に改め、別表第二十第十四号の表中「大学等において電気工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した者」の下に「（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）」を加え、別表第二十第十六号の表中「大学等において化学に関する学科を修めて卒業した者」の下に「（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）」を加え、別表第二十第十八号の表中「大学等において土木に関する学科を修めて卒業した者」の下に「（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）」を加え、別表第二十第二十一号の表中「電気に関する学科を修めて卒業した者」の下に「（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（作業環境測定法の一部改正）

**第三十三条**　作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「卒業した者（」の下に「当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

（電気通信事業法の一部改正）

**第三十四条**　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した者」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

（半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正）

**第三十五条**　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号ロ中「短期大学」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した者」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

**第三十六条**　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号中「限る」を「限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。次号及び第六号において同じ」に改め、「修めて卒業した者」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。以下この条において同じ。）」を加え、同条第五号及び第六号中「修業年限が三年であるものに限る。）」を削り、同条第七号中「短期大学」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号及び第十号において同じ。）」を加える。

第四十条第二項第二号中「卒業した者」の下に「（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正）

**第三十七条**　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号ロ中「短期大学」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した者」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正）

**第三十八条**　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号ロ中「短期大学」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した者」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

（精神保健福祉士法の一部改正）

**第三十九条**　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号中「限る」を「限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。次号及び第六号において同じ」に改め、「修めて卒業した者」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。以下この条において同じ。）」を加え、同条第五号及び第六号中「（修業年限が三年であるものに限る。）」を削り、同条第七号中「短期大学」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号及び第九号において同じ。）」を加える。

（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部改正）

**第四十条**　特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「卒業した者」の下に「（当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（健康増進法及び遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部改正）

**第四十一条**　次に掲げる法律の規定中「短期大学」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の下に「（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加える。

一　健康増進法（平成十四年法律第百三号）別表中欄第二号及び第五号

二　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十八条第三項第二号ロ

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正）

**第四十二条**　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号イ中「学位」の下に「（同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）」を、「卒業した者」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正）

**第四十三条**　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第十六条第一項第四号中「第百四条第四項」を「第百四条第七項」に改める。

（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の一部改正）

**第四十四条**　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第四項第一号中「卒業した者」の下に「（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第二十六条第二項第二号において同じ。）」を加える。